

TPP対策運動の継続・強化に関する特別決議

TPP交渉は10月5日、閣僚会合において大筋合意となり、農林水産物の関税交渉は、関税区分の8割にも及ぶ品目において関税撤廃の結果となった。

政府は国会決議を守ったとしているが、農林水産物の重要5品目においても特別輸入枠の設定や段階的な関税削減・撤廃が盛り込まれ、また、事前に情報伝達もないまま、他の多くの品目での関税撤廃等が公表され、生産現場にはかつてない危機感と不安、そして不満がひろがっている。

われわれJAグループは、わが国がTPP交渉への参加表明を行ってから2年半にわたり、食料自給を揺るがしかねない極めて重大な問題であるとして、農産物の重要品目の取り扱い等を定めた国会決議の実現を求める運動を展開してきた。

今般、大筋合意はなされたものの、われわれの運動はまだ通過点に過ぎない。今後米国を中心とした各国の動向や国内での議論の状況等を注視し、組合員、役職員への情報提供と、国民の農業理解が深まるよう広報活動を行うとともに、下記のとおり運動を展開していく。

記

1. 大筋合意の内容と国会決議との整合性について、政府・与党の十分かつ明確な説明を求める。
2. JAグループとして、情報収集と農畜産物に与える影響について検証をすすめる。
3. 組合員の不安を払拭し、将来にわたって食料の安定生産・安定供給と、食料自給率の向上がはかられ、地域の農業・農村振興に資するための万全な対策を求める。

以上、決議する。

平成27年12月2日
第29回JA佐賀県大会